

1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災では住宅・建築物の倒壊による被害が多発であったことを受けて、同年10月「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(耐震改修促進法)が制定されました。耐震改修促進法は、耐震化に対する取り組みの強化のため、現在までに3回の改正が行われています。平成18年改正では、地方自治体に「耐震改修促進計画」を定めることを盛り込まれ、平成25年では、一部の建築物に耐震診断が義務付けられ、平成30年では、ブロック塀等の耐震診断等について、耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付けられました。

本市においても、安全安心でゆとりあるまちづくりの一環として、平成21年度に「恵庭市耐震改修促進計画」を策定、平成29年に改定し、建築物の耐震化に取り組んできました。

(2) 計画の目的

恵庭市耐震改修促進計画は、恵庭市内の住宅及び建築物の耐震性を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を計画的に促進することにより、今後予想される地震災害に対して市民の生命及び財産を守ることを目的として策定します。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、「耐震改修促進法」や「北海道耐震改修促進計画」を踏まえるとともに、恵庭市の上位計画等との整合を図り策定します。

(4) 計画の期間

計画期間は、国の基本方針及び北海道耐震改修促進計画との整合を図り、令和7年度までとします。なお、社会経済状況や関連計画の変更等により、必要に応じて計画内容を見直すものとします。

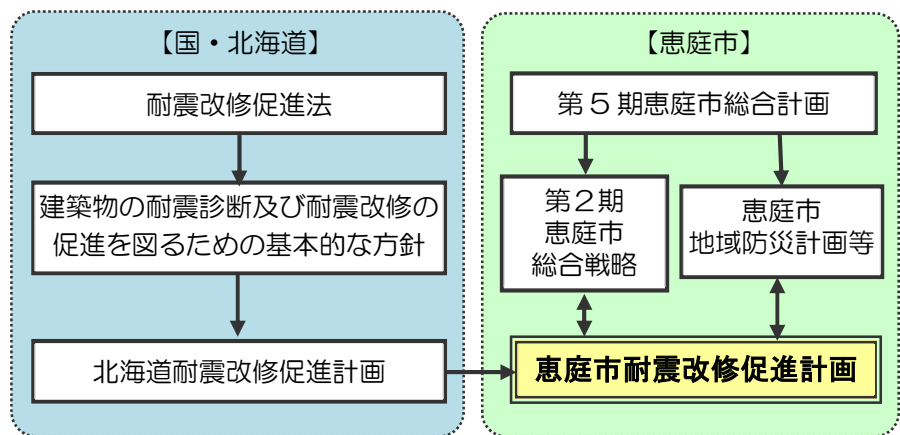


図1 計画の位置付け

2. 想定される地震と被害の予測

恵庭市では、北海道地震被害想定調査結果より、20地震の被害状況を整理しました。この調査結果から、市内に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震は、内陸型地震が多いことがわかりました。

恵庭市に大きな被害を与えると想定される地震は、「全国どこでも起こりうる直下の地震」及び恵庭市の東側に位置する断層帯のうち、千歳市から苫小牧市に至る「石狩低地東縁断層帯南部(深さ3km)」の断層を震源とするものです。

表1 想定される主な地震と被害の予測

	全国どこでも起こりうる直下の地震	石狩低地東縁断層帯南部 (深さ3km 断層モデル30_5)
震源	恵庭市内の直下	千歳市から沙流郡日高町沖合の 海域に至る断層帯
地震規模	マグニチュード:6.9	マグニチュード:7.7
震度	震度5強~6強	震度5弱~6強
被害予測	全壊190棟/半壊1,013棟	全壊92棟/半壊626棟
地盤の ゆれやすさ		
震度	<ul style="list-style-type: none"> 震度6強 震度6弱 震度5強 震度5弱 	

3. 建築物の耐震化の状況と目標

住宅の耐震化の目標は、令和7年度までに耐震化率を95%、令和12年度までに「おおむね解消」とすることを目指します。

また、昭和56年以前に建築されたものの内、耐震性の不十分な住宅の耐震化促進に取り組みます。

多数利用建築物及び耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の状況は、令和7年度までに耐震化率を「おおむね解消」であるため、継続して耐震化の促進に取り組みます。

表2 令和2年度の建築物の耐震化の状況と令和7年度における耐震化の推計

耐震化の現状(令和2年度)				耐震化 95%	耐震化の目標(令和7年度)			
建物用途	総数	耐震性を有すると推計される数	耐震化率		建物用途	総数	耐震性を有すると推計される数	耐震改修の目標数
住宅	21,665戸	19,828戸	91.5%	おおむね解消	住宅	22,545戸	21,019戸	399戸
多数利用建築物	202棟	196棟	97.0%		多数利用建築物	201棟	198棟	3棟
耐震診断義務付け対象建築物	9棟	8棟	88.9%	おおむね解消	耐震診断義務付け対象建築物	9棟	8棟	1棟

4. 建築物の耐震化促進に向けた取り組み方針

(1) 基本的な取り組み方針

所有者が耐震化に取り組みやすい環境整備や耐震化を図るための啓発及び知識の普及など、必要な施策を講じて耐震化を促進します。

(2) 建物所有者等の役割

所有者は建築物の耐震化を自らの問題だけでなく、地域の防災対策という意識を持って主体的に建築物の耐震化に取り組むよう市から働きかけるものとします。

(3) 建築関連事業者の役割

所有者をはじめとした地域社会との信頼関係の一層の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な建築物の建設、改修、維持管理に努めるよう市から働きかけるものとします。

(4) 恵庭市の役割

市民の安全・安心な生活環境を確保するため、相談体制や情報提供など安心して耐震診断・耐震改修がおこなえる環境整備、地震による建築物の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及などに率先して取り組みます。

5. 建築物の耐震化を促進するための施策

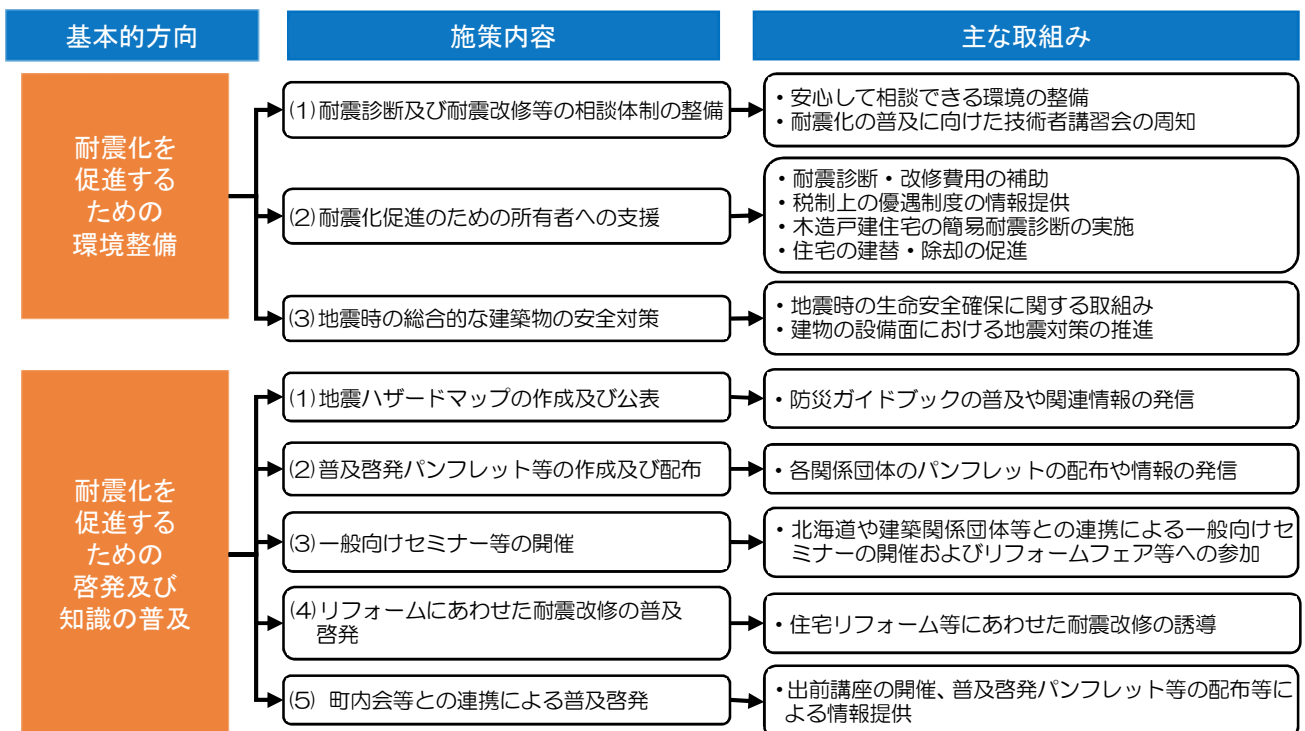


図2 耐震化を促進するための政策の基本方向